

# 航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成18年2月  
航空局技術部乗員課

## 1. 背景

平成8年にインドで発生し312人の乗員乗客の命が奪われた空中衝突事故をはじめ、操縦士の英語能力が不十分であったことが一因である事故が発生していることから、航空の安全を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）において、操縦士に対する英語能力の実証等を内容とする国際民間航空条約附属書（以下「附属書」といいます。）の改正が平成15年に採択・発効されました。

この附属書の改正に対応するため航空法の一部改正により、我が国の操縦士の資格を有する者に対して、航空英語に関する知識及び能力を有することについての航空英語能力証明制度が導入され、平成18年4月1日からの施行を予定しています。

なお、航空英語能力証明を受けていない者は、改正された附属書が適用される平成20年3月5日（同附属書が改正された場合には、その日）以降、国際航行を行ってはならないこととなります。

## 2. 改正の概要

航空法施行規則において、航空英語能力証明に係る申請手続き・試験等の実施細則を定める等、所要の改正を行うこととします。

主な改正事項は以下のとおりです。

- (1) 航空英語能力証明の対象となる操縦士は、飛行機及び回転翼航空機の定期運送用操縦士、事業用操縦士及び自家用操縦士とすることを検討しております。
- (2) 航空英語能力証明が必要な国際航行の範囲は、【①本邦内⇔本邦外、②本邦外⇔本邦外、③本邦内⇒本邦外無着陸通過⇒本邦内】とすることを検討しております。
- (3) 航空英語能力証明は、学科試験及び実地試験に合格した者に対して行い、学科試験に合格しなければ、実地試験を受験することはできないこととすることを検討しております。
- (4) 航空英語能力証明は、附属書に定められた基準に従って航空英語能力のレベルを判定し、そのレベルに応じて当該証明の有効期間を定めることを検討しております。
- (5) 国土交通大臣の指定を受けた本邦航空運送事業者によって一定レベル以上の航空英語能力を判定された者については、我が国で実施する学科試験及び実地試験の全てを省略し、航空英語能力証明を取得できることとすることを検討しております。

## 3. 今後のスケジュール(予定)

平成18年3月 公布  
4月1日 施行